

令和7年7月吉日

会 員 各 位

公益社団法人甘木朝倉法人会
会 長 森 山 達 巳

法律・税務・労務等相談費用の一部助成について（ご案内）

時下 会員の皆様方にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本年度も経営支援事業の一環として、下記により法律・税務・社会保険・年金・労務相談費用の一部助成を行うこととしました。

なお、多くの方に利用して頂けるよう、一定の制約がありますのでご了承下さい。

不明な点がありましたら、法人会事務局までご連絡下さい。

記

- 1 申込期間 令和7年7月7日（月）から令和8年1月30日（金）まで
助成は令和8年2月20日（金）相談終了分まで
ただし、予算の範囲内とさせていただきますので、予算がなくなりましたら、
申込期間中であっても締め切らせていただきます。
- 2 相談内容・対応事務所
 - ① 法律相談
弁護士法人松本・永野法律事務所又は弁護士法人日野総合法律事務所
（いずれの事務所も朝倉市甘木955-11 朝倉商工会議所会館3階）
 - ② 税務相談
あさくら税理士法人（朝倉市堤907-1）
 - ③ 社会保険・年金・労務相談
半田社労士事務所（朝倉郡筑前町上高場1987-1）
- 3 相談料 無料（ただし30分まで。30分を超えて相談を希望される方は、超過料金をご負担ください。）
- 4 申込先 裏面の申込書に必要事項を記載して、法人会事務局へFAX又は郵送でお申し込み下さい。

- ① 相談を希望される事務所との最初の調整は、申込書に基づき法人会が行います。（直接相談事務所への連絡は行わないで下さい。）
 - ② その後、法人会から相談希望者への連絡（FAX）に基づき、具体的な相談日時の調整を相談希望者と事務所との間で行っていただきます。
- 5 助成制限
 - ① 1会員事業所につき1回分（法律・税務・労務相談全体で1回分）を助成
 - ② 令和6年度に無料相談を受けた事業所は、今年度はご遠慮いただきます。
 - ③ 令和6年度分までの会費未納事業所は、会費納付後に助成します

申込先及び問合先

公益社団法人甘木朝倉法人会

電 話（0946）24-5757

FAX（0946）23-2844

申込期限 令和8年1月30日

公益社団法人甘木朝倉法人会 行
(FAX) 0946-23-2844

令和7年度分法律・税務・労務相談申込書

申 込 日	令和 年 月 日
事業所名 (個人会員は会員名)	
事業所所在地	〒
相談者役職及び氏名 (個人会員は記入不要)	
連絡先	TEL. () FAX ()
相談希望事項 法律、税務、社会保険・年金・労務相談のうち1つだけを選択してください。 又、法律相談についてはさらに希望法律事務所を選択してください。	・ 法律相談 ・ 弁護士法人松本・永野法律事務所 ・ 弁護士法人日野総合法律事務所 (法律相談は上記いずれかの希望事務所を○でお囲み下さい。) ・ 税務相談 ・ 社会保険・年金・労務相談

(令和7年度 法律・税務・労務相談用)